

第4章 電子マネーの規制

——規制すべき電子マネーの範囲と電子マネーの定義——

前 田 重 行

1. 総 説

(1) 近年電子マネーの利用が拡大してきており、種々の商品やサービスの購入代金の決済として用いられるようになってきている。電子マネーの理念型ともいうべき、商品やサービスを提供する広範囲な事業者に対する支払手段として全国的に使用しうるとなると高度の汎用性のある電子マネー（いわば通貨に近い形態の電子マネー）は、必ずしも一般的に広く普及してきている状態とはいえないが、一定の限定された商品やサービスの購入に対する支払手段として利用しうるとなると電子マネー、一定の地域等の限定された領域でのみ支払手段として使用しうるとなると電子マネーおよび特定範囲の利用者層のみを対象として発行されている電子マネー等の必ずしも高度の汎用性を有しないものも含めて考えれば、その普及は近年においてはかなり広がってきている。さらに、このような特定の事業者に対する支払手段としてのみ使用しうるとなるとすぎないという制約が存在してきた電子マネーも近年次第に支払手段として使用しうるとなると事業者の範囲を広げる傾向にあり、多くの電子マネーが当初から比べると次第にその利用しうるとなると範囲を拡大し、ある程度の汎用性を持つに至ってきている。その他種々のクレジットカードやキャッシュカード等に電子マネーの機能を付加した複合カードとしての電子マネーも次第に増加してきており、これらの多様な電子マネーを含めて考えれば、電子マネーはかなり一般的に使われるようになってきているものと思われる。

このように電子マネーが近年においては、商品やサービスの支払手段として広く利用されるようになってきており、ある程度の汎用性をもった決済手段として把握しうるとなると状況が生じてきている。この状況に対応して、当然電子マネー利用者の範囲も広がってきており、個人消費者にとってもこのような電子マネーは身近な存在になってきていることを考えると、消費者保護としての利用者保護の観点から電子マネーの規制を検討することが必要になってこよう。

もちろん、電子マネーに対する法規制を問題とする場合には、消費者保護の観点からだけでなく、その他の観点からの法規制も当然問題となろう。すなわち、電子マネーが支払決済手段として広範囲に利用され普及した場合には、一方では通貨に代わる機能を果た

すことになり、さらにその発行や償還を通して銀行業務に密接に関連するとともに、銀行の決済業務にも影響することとなる。特に銀行の決済業務に関する影響としては、電子マネーの発行量が拡大し、銀行の決済業務の無視し得ない程度のウエイトを占めるようになった場合には、電子マネーの流通や償還に際してのトラブルは、銀行のシステミック・リスクの問題につながるおそれも生じうる。したがってこれらの点から見て、電子マネーに対して、国家の通貨高権や金融政策上の観点、さらには銀行監督の観点からの規制の必要性が問題になる。しかしこのような観点からの規制の問題に関しては、いまだ電子マネーの現在の発行状況から見て新たな規制が必要な段階になっているのか、それとも現状の規制で足りうるのか、必ずしも明確ではなく、なお検討が必要であろう（これらの検討については、岩原紳作・電子決済と法（2003）576頁以下参照。）。いずれにせよこれらの観点からの規制の問題は、主として電子マネー発行者自体に対する規制の問題と考えられ、本研究では別途取り扱われる（本報告書第5章・岩原紳作「電子マネーに関する規制の在り方」参照。）。これに対して、消費者保護の観点からの規制の必要性は積極的に検討すべき段階にきていると考えられる。したがって、ここでの規制に関する検討としては、もっぱら利用者保護、消費者保護の観点からの規制を対象とするが、特にその中でも規制範囲の問題を中心として検討することとする。電子マネーの利用が企業取引を対象としているのではなく、個人消費者の取引を対象とし、消費者取引の決済手段として用いられることを想定していることから、利用者保護の問題は結果として消費者保護の問題を意味するからである。

- (2) ところで電子マネーのうち、ICカード型電子マネーは消費者保護のための法規制である前払式証券法（前払式証券の規制等に関する法律）の適用を受けるものと考えられ（後記5(1)参照。）、同法による消費者保護に関する規制を一応受けているとも考えられる。したがって、ICカード型電子マネーに限って言えば、改めて電子マネーに対する消費者保護の観点からの法規制が必要なのかという点が問題となる。しかし前払式証券法はその制定に際しては、電子マネーのようなIT化にともなって生じてきた支払決済手段を想定しておらず、電子マネーのような高度の電子デバイスを用いるスキームや通貨に代替するような汎用性を持った支払手段に対する規制としては不十分であり、結局現行の前払式証券法の規制内容では、諸外国で一般的に認められてきているような汎用性をもった電子マネーを適切に規制しうることになるのかどうか疑問である。むしろ現行のままの同法の枠組みの中に取り込めば、電子マネーの利用を大幅に制約するような結果を招きかねないおそれもある。したがって、現行の前払式証券法の適用があるということのみで電子マネーの規制の必要性を否定することはできないし、改めて法規制を検討することが必要であると考えられる。ただ後述するように、消費者保護の観点から電子マネーの規制を考える場合に、す

でに前払式証券法という、電子マネーの一部もその定義の中に含みうる規制法が存在するということは十分考慮すべきであり、むしろ同法による規制の延長線上において電子マネーを位置づけるということは十分考えられよう（本報告書第5章・岩原紳作「電子マネーに関する規制の在り方」2（1）、杉浦宣彦・片岡義広「電子マネーの将来とその法的基礎」金融研究研修センター・ディスカッション・ペーパー38、No.7（2003年）41頁参照。）。もちろんその場合は、現行法のままで規制するのではなく、当然電子マネー規制のための必要な改善措置をとることが前提とならう。

- (3) 電子マネーに関する利用者保護としての消費者保護の観点から検討する場合に、問題となる点としては、主として電子マネー発行者の破綻リスクからの電子マネー所有者の回避、電子マネーに対する信頼性の確保、電子マネー所有者に対する償還請求権（発行見合資金の返還請求権）の保障、電子マネーの無権限使用による損失の回避および電子マネー所有者に対する開示の保障等が挙げられる。最初の倒産リスクの回避に関しては、発行者の破綻事態を回避するための対策たる発行者の健全性維持に関する規制が必要となるが、取引形態やカードに蓄積される金銭価値の限定も問題とならう。また所有者の電子マネーによる支払いがファイナリティを有することも必要であらう。第2の信頼性確保に関しては、一方では支払手段としての信頼性が考えられ、他方では汎用性の点が問題となるが、前者に関しては、上述の発行者への信頼性の維持や支払いがファイナリティを有する点が重要である。後者の点は、広範囲な利用範囲の設定が重要であらう。また上記の電子マネーの償還請求権（返還請求権）の保障は電子マネーが通貨に対する完全な代替性を持たない以上、最終的な換金可能性を確保することが必要だからである。電子マネーが通貨に近い汎用性を有している場合には、紛失・盗難自体は通貨の紛失・盗難と同様に考える他はないが、紛失・盗難にあった電子マネーに無権限で所有者の口座から資金の蓄積を行った場合の損害の負担については何らかの軽減措置が必要であらう。

以上の問題の他に、電子マネーを一層利用しやすいものとして普及を図るためにその汎用性を高め、かつ上記のような利用者保護のための措置を導入しようとした場合には、結果として通貨法や出資法等の法規制に抵触する可能性も生ずることから、この抵触を避けるためにも電子マネー制度に対する制定法による適用除外等を盛り込んだ法規制が必要とならう。

以下本稿では、電子マネーに対する法規制のあり方を検討するが、電子マネーに対する消費者保護法の全ての分野を考察対象とするわけではなく、その基本的な点ともいべき規制範囲および規制範囲を考えるうえで前提となる電子マネーの定義を考察することにする。叙述の順序として、まず諸外国における電子マネーに対する法規制のうち、わが国に

おける規制を考える上で具体的に参考となるEUおよびドイツ、イギリスの規制を概観し、さらに規制対象となる電子マネーの定義を検討し、その上で法規制の範囲を考察することにしたい。

2. 電子マネーに対するEUおよびその加盟国における規制

(1) 緒論

電子マネーに対する法規制は、前記のようにすでに諸外国において実施され、あるいは実施が検討されてきており、その内容や方向を考察することはわが国の規制の問題を考えるうえで大いに参考になるものと考えられる。その意味でわが国の規制のあり方、特に規制範囲を検討する上で、まず諸外国の法規制についてその内容や規制の方向を検討することが必要であるが、この点についてはすでに本研究では別途まとめて取り上げられ、検討されているので、詳細はそちらに譲ることにしたい（本報告書第3章・森下哲朗「電子マネーに関する規制についての欧米の動向」参照。）。ただそれら諸外国の規制のうちでも、本稿の主題である規制範囲や定義に関しては、EUおよびその加盟国の規制が具体的でより参考になることから、その内容を概観しておきたい（なお電子マネーに対するEUの規制については、岩原・前掲電子決済と法581頁以下参照。）。

(2) EU指令による規制

EUの電子マネーに対する規制としては、2000年9月18日の信用機関指令の修正指令（European Parliament and Council Directive 2000/28/EC of 18 September 2000 amending Directive 2000/12/EC relating to the taking up and pursuit of the business of credit institutions）およびこれを受け電子マネー機関の規制について定める電子マネー機関指令（European Parliament and Council Directive 2000/46/EC of 18 September 2000 on the taking up, and pursuit of and prudential supervision of the business of electronic money institutions）が成立しており、これらに基づいてEU加盟国は国内立法により電子マネーに対する法規制の調整を行うことが要求されている。同指令は、電子マネーの発行業務を行う事業者を電子マネー機関とすると定め（電子マネー機関指令（以後単に指令と略す。）1条3項(a)）、この電子マネー機関を信用機関指令で定める信用機関の範囲に含まれるものとしている（修正指令(3)）。そしてこのような信用機関以外の事業者が電子マネーの発行業務を営むことを禁止している（指令1条4項）。したがって、電子マネー機関は信用機関として加盟国の免許が必要であり、基本的には信用機関の健全性確保のための

信用機関に対する銀行監督規制に服することになる。もっとも電子マネー機関が信用機関として位置づけられているとしても、信用機関に対する監督規制が全面的に適用されるわけではなく、規制の一部に関しては、適用が除外され、あるいは修正して適用されている。他方では、電子マネー機関に対する固有の規制も設けられている。このようにEU指令では、電子マネーの発行については、預金・貸付業務を営む金融機関たる信用機関の業務として位置づけ、信用機関以外による発行を禁止し、一定の監督規制を受ける信用機関によってのみなし得るものと規制している。このような規制は、いうまでもなく電子マネーに対する利用者の信頼性を確保し、利用者の保護を図るために、発行機関の健全性確保を意図しているものである。

EU指令では、その規制においてまず電子マネーを定義しているが、それによれば、電子マネーとは、発行者に対する請求権として示される金銭価値を意味するが、その価値が電子デバイスに蓄積され、発行された金銭価値よりも少なくない資金の提供により発行され、発行者以外の事業者により支払手段として受領されうるものを意味すると定義されている（指令1条3項(b)）。そしてEU指令は、さらに電子マネーについては、その有効期間内において電子マネーの所有者が発行者に対して手数料なしに償還請求しうるものとしており、契約に償還金額の最低金額の制限を定めた場合には、その額が10ユーロを超えてはならないと定め（修正指令(5)、指令3条）、発行された電子マネーの償還請求権（発行見合資金の返還請求権）を実質的に保障している。また前述のように指令は、電子マネー機関に対して信用機関として一定の監督規制を行うものとしているが、これらの規制の全部または一部に関しては、汎用性を有しない小規模または一定範囲以内でのみ用いられる電子マネーに対してはその適用を除外することを各加盟国の監督機関に認めうるとしている（指令8条）。具体的には、所持人が支払いとして処分しうる電子デバイスに蓄積される金銭価値が最大150ユーロを超えないことを前提とした次のような場合である。すなわち、電子マネーの総発行残高が通常500万ユーロを超えず、かつ最大でも600万ユーロを決して超えない場合、または発行された電子マネーがそれに関する業務もしくは付随的業務機能を遂行する機関の子会社、親会社もしくはその親会社の他の子会社によってのみ支払いとして受領される場合、または発行された電子マネーが制限された一定数の事業者によってのみ支払いとして受領される場合で、その事業者の範囲が以下のような①、②の点で明白に区別される場合である。まず①については、同一の土地もしくは他の限定された地域において上記事業者が存在することにより区別される場合であり、または、② 共通のマーケティングもしくは供給スキームのような発行機関との密接な金融上もしくは事業上の関係により区別される場合である。

(3) ドイツ

ドイツでは、電子マネーの規制については、最初は第6次信用制度法(6. KWG-Novelle)の改正により導入されたが、その後前記EU指令を受けた2002年の第4次金融市場形成法(4. FM-Foerderungsg von 2002)により現行信用制度法((Kreditwesengesetz)のよう)に改正された。同法によれば、電子マネー(elektronische Geld)の発行と管理(電子マネー業務(E-Geld-Geschaeft))は信用制度法が定める銀行業務の一種に加えられており、これを営業として営めば同法上の信用機関として扱われることとなる。すなわち、第6次信用制度法の改正により信用制度法1条1項11号は従来銀行業務の一種として電子マネーを対象とした電子カード業務(Geldkartengeschaeft)を定めていたが、EU指令を受けてこれを新たに電子カード業務とネットマネー業務とからなるE-Geld業務として再構成して規定した(すなわちICカード型およびネットワーク型の双方の電子マネーが含まれている。)。同法は、電子マネーの定義に関しては、1条14項が定めており、それによれば、電子マネーとは発行者に対する請求権の形式をとった価値であり、それが電子デバイスに蓄積され、一定の金額の支払いにより発行されたもので、かつ第三者によって法定の支払手段とは異なる支払手段として受領されるものである。この定義によれば、信用制度法が適用される電子マネー事業としては、電子マネー発行者と電子マネーを支払手段として受け入れる事業者とが別人である三者間の取引スキーム(dreiseitiges System)を有しなければならないとされている。わが国でいう自家発行型カードではなく、第三者発行型発行の形態が要件とされているわけである。したがって、自家発行型カードによる電子マネー(zweiseitige System)業務は信用制度法の規制を受けないことになる。これは、自家発行型カード・スキームによる電子マネー事業は、決済取引における潜在的な危険性が少ないと考えられた結果による(C.P.Claussen, Bank- und Boersenrecht, 3. Aufl.(2003), S.84. 9a)。また同法2条5項は、上記の三者間取引スキームを有し、銀行業務として扱われる電子マネー取引事業に対しても、銀行監督機関が連邦銀行と協議の上、監督規制の適用除外を認め得るものとしている。そのような適用除外の例としては、事業者がその従業員のために発行した多機能カードで、現金で入金することができ、特定の第三者のもとで支払手段(たとえば第三者の営業する従業員食堂での支払いなど)として使用する電子マネーなどが挙げられている(Schimansky/Bunte/Lwowski, Bankrechts-Handbuch, 2.Aufl.(2001), Band III, S.4426)。その他電子マネー所有者の発行者に対する償還請求の保障についてもEU指令と同様の規制が定められている(信用制度法22a条)(ドイツの規制について、岩原・前掲電子決済と法587頁参照。)

(4) イギリス

イギリスにおいては、金融サービス・市場法に基づきEU指令に応じて電子マネーに関して、金融サービス市場法2000 命令2002 および電子マネー規則2002 を制定しこれらの命令および規則によって、命令2001 (Financial Services And Markets Act 2000(Regulated Activities)Order 2001) (以後命令と略す。) および規則2001 (Financial Services And Markets Act 2000 (EEA Passport Rights) Regulations 2001) (以後規則と略称する。) を改正し、電子マネーについての規制を行っている。

まず電子マネーの発行業務を行う電子マネー機関について、EC指令に応じた定義を行うとともに、電子マネー機関に対する一定の規制のために一定の範囲で電子マネー機関を信用機関として扱うこととし(規則1条2項)、従来電子マネー機関を信用機関に含めなかった規制を変更している。電子マネーの定義としては、電子マネーとは、発行者に対する請求権として示される金銭価値を意味し、その価値が電子デバイスに蓄積され、資金の受領により発行され、発行者以外の者により支払手段として受領されうるものを意味するものと定められている(命令3条1項)。さらに発行に際して受領された金額を超える金銭価値を持つ電子マネーの発行を禁止する規則の制定を規制監督機関に認めており、電子マネーの割引発行を原則として禁止することとしている(命令9H条1項)。以上の電子マネーの定義は前記のEC指令に沿ったものであり、その内容は共通している。

また電子マネーに対する規制の適用除外もEC指令に基づく内容を定めている(命令9C条)。すなわち、適用除外の第1の場合は電子マネーの発行に際してその電子蓄積手段に蓄積しうる金銭価値を最大150ユーロを超えないこととしており、さらに電子マネーの総発行残高が通常500万ユーロを超えず、かつ最大でも600万ユーロを決して超えない場合である。適用除外の第2の場合は、上記電子デバイスに蓄積する金銭価値が150ユーロ以内に制限されており、電子マネーの総発行残高が1000万ユーロを超えず、かつ発行された電子マネーがそれに関する業務もしくは付随的業務機能を遂行するための発行会社もしくは分売会社の子会社またはこれらの会社の同一グループ内の他のメンバーによってのみ支払いとして受領される場合である。適用除外の第3の場合は、上記電子デバイスに蓄積する金銭価値が150ユーロ以内に制限されており、電子マネーの総発行残高が1000万ユーロを超えず、かつ、発行された電子マネーが100人を超えない以下の①もしくは②に挙げられた者による取引による支払手段として受領される場合である。すなわち、①上記100人を超えない範囲の者が同一の土地もしくは他の限定された地域においてのみ電子マネーを支払手段として受領する場合、または、②これらの者が共通のマーケティングもしくは供給スキームのような発行機関との密接な金融上もしくは事業上の関係を有する場合、である。そして

上記①の地域に関しては、ショッピング・センター、空港、鉄道の駅、バス・ターミナル、もしくは総合大学のキャンパス、研究所、大学、学校もしくは同様の教育的施設、または、4キロ平方メートルを超えない広さの地域である場合には、その地域は同一の土地もしくは限定された地域として扱われるべきであるとされている。また上記②の場合に関しては、発行された電子マネーを支払手段として受け入れるための協定に参加しているというだけで密接な金融上取引上の関係を有すると解されてはならないとされている（イギリスの規制について、岩原・前掲電子決済と法 587 頁以下参照。）。

以上の規制の他に、法令によるものではないが、銀行協会のモデル約款であるバンキング・コード（The Banking Code, March 2003）では、電子マネーの喪失、盗難または不当な利用が生じた場合に、当該電子マネーの所有者がその旨を銀行に通知する前に、当該所有者の口座から無権限の払出しにより当該電子マネーに金銭が移され、損害が生じたとしても、当該所有者に悪意・重過失がない場合には、当該所有者の損失負担は最高 50 ポンドに制限されるとする規定が設けられている（The Banking Code, 12.13）。このような電子マネー所有者の責任制限が設けられているのは、EU 指令との調整のための大蔵省の要請に基づくものであることが説明されている（The Banking Code March 2003 Edition Guidance for subscribers, P. 44.）が、これは同バンキング・コードがキャッシュカード等の無権限使用に対するカード所有者の損失負担を 50 ポンドに制限していること（The Banking Code, 12.10）と平仄を合わせたものであろう（なお無権限使用による電子マネーの所有者の損失負担の問題については、岩原・前掲電子決済と法 474 頁参照。）。

3. 電子マネーの定義

- (1) 電子マネーの規制を考える上で、その規制の対象を明確化することが、まず必要となるが、そのためには焦点が当てられるべき電子マネーとは何かということが、明らかにされねばならない。前記 2 で概観してきた EU 指令およびそれに基づくドイツ、イギリスの規制における定義を見ると、電子マネーの基本的内容としては、電子デバイスに蓄積された金銭価値であり発行者に対する請求権として示されていること、その発行に際しては金銭価値に対応する資金が発行者に提供されていること、そしてその価値の移転によって商品やサービスの支払決済をなすことが挙げられる。上記の電子デバイスとしては、IC チップカードのみならず、パーソナルコンピュータも含まれ、したがって電子マネーとしては IC カード型およびネットワーク型の双方が含まれる。また電子マネー発行に際しての前払いが要求され、その額は発行される電子マネーの価値を下回るものであってはならないと

されている。さらに上記定義の中で発行者に対する請求権の形式をとることが示されているように、電子マネーの所有者は発行者に対して償還（発行見合資金の返還）を請求でき、この償還請求権についてはその容易な行使を保障している。

- (2) わが国においても、電子マネーについて種々議論がなされてきているが、それらの議論における電子マネーについての理解あるいは定義は多様であり、電子マネーを漠然と電子的決済方法あるいは高度の情報通信技術を利用した決済方法一般の意味に用いる場合（大蔵省「電子マネー及び電子決済に関する懇談会報告書」(平成9年5月) (以下第1次マネー懇談報告書と略称する。) 3 (1)参照。) から貨幣価値を有するデジタル・データそのものと解する考え方までありうる。このような多様な電子マネーの捉え方の中で、電子マネーの定義としてまず注目されるのは、前掲第1次マネー懇談報告書による定義であろう。同報告書では、電子マネーを電子化された支払決済サービスの一環として捉えつつも、さらにこれを決済方法の電子化と決済手段の電子化に分類し、電子マネーを後者の決済手段の電子化スキームにおける貨幣価値を有するデジタル・データそのものを意味すると解し、電子マネーをかなり狭く捉えている（第1次マネー懇談報告書第2章3 (1)）。これに対してその後の大蔵省「電子マネー及び電子決済の環境整備に向けた懇談会報告書」(平成10年6月 (以下第2次マネー懇談報告書と略称する。)) では、電子マネーとは発行見合資金に応じて発行される電磁的記録の授受もしくは更新により行われる決済の仕組みまたはその電磁的記録自体をいうとして（第2次マネー懇談報告書 II (3)ロ）、電子データのみならず決済のスキームまで含めて定義している。また電子マネーに関しては、これを広狭二つの範疇に分けて考察する考え方もあり得る。すなわち上記第2次マネー懇談報告書で定義されているような電子マネーに関しては、これを広義の電子マネーとして位置づけ、そこからさらに保有者から発行者に対する発行見合資金の償還を請求できるスキームを有する電子マネーについては、通貨への近似性を有する点に着目して、これを特に狭義の電子マネーと位置づけ、この狭義の電子マネー以外の広義の電子マネーとはその経済的機能や法規制の面では相対的ではあるが、一応異なった意味を有するものとされている（杉浦・片岡・前掲38頁以下）。

このように電子マネーを巡る議論においては、電子マネーを多様な角度から捉え、種々の定義が考えられているが、従来からのこれらの議論を整理してその要点を考えてみると、まず第1に電子マネーとは決済手段の電子化をいうのか、または決済方法の電子化まで広げて考えるべきかという点が問題となる（第1次マネー懇談報告書による区分（同報告書第2章3 (1)））。この点については、決済方法の電子化については、すでに従来から多くの検討がなされ、それなりの考え方や規制が存在していることを考えると、規制の必要性の観点からは、その範囲が広すぎ適切ではない。したがって、ここでの検討のための定義としては、電

電子マネーを決済手段の電子化として捉えるべきであろう。そして電子マネーを決済手段の電子化として把握する場合に、貨幣価値としてのデータそのもののみを対象とすべきか（前掲第1次マネー懇報告書2章3(1)）、またはそれとそれを用いた決済スキームを併せて電子マネーとして検討対象とするか（第2次マネー懇報告書Ⅱ(3)ロ）が次に問題となるが、しかしデータのみを対象とすると考えても、そのデータの移転による決済の効果やそれに付随する問題も併せて検討せざるを得ない以上、スキームまたはシステム全体を電子マネーというか、電子マネーによる決済システムと呼ぶかはともかく、スキームまたはシステムを含めて電子マネーの内容として検討せざるを得ないであろう。さらに特定の物やサービスの購入あるいは特定の領域にのみ決済として利用しうるものではなく、より汎用性をもったものとして、捉えるべきかという点も問題となるが、この点については、電子マネーをできるだけ通貨に代替する決済能力を持たせる方向が望ましいのかどうかという点であり、理念型としての電子マネーを考えた場合には、「電子マネーは、言わば現金に代替する一般的な決済手段を目指したものであり」（第1次マネー懇報告書第8章2）、金銭に代わりうるものが望ましいことになるが、通貨高権や通貨法上の規制との関係から問題もあり、なお検討することが必要である。

- (3) 以上(2)で述べた点を考慮しつつ、従来からの各定義や理解についてはほぼ共通する要素を挙げると、①発行者による顧客から提供される資金を見合いとした電子データ（金銭価値情報）の発行（発行見合資金の提供に対する電子マネーの発行）、②金銭価値情報の所持人はこれを電子的な方法により移転することができ、これにより売買代金等の債務の決済に用いることができる、③金銭価値情報の所持人は発行者等に対して金銭価値情報の換金を請求できる。

上記の3点が電子マネーの基本的要素であるといえよう。これらの要素は、前記のEUおよび独、英の定義内容とほぼ共通するものであり、その意味では、上記三つの要素は比較法的に見ても近年における電子マネーの基本要素を構成するものといえよう。したがって電子マネーとは上記三つの要素からなる支払決済のスキームないしシステムをいうと解しておきたい。

①の点については、現金または預金の設定等の方法で提供されるが、多くの考え方では、事前の資金提供を重視し、発行に際して現金の提供または預金口座からの振替を前提としているようである。所持人の信用力から電子マネーの決済能力を切り離し、電子マネーをより通貨に近いものとして汎用性を高めるためには事前の提供が必要であると考えられているのであろう。②については、多様な商品やサービスについての代金支払いの手段として利用し得るような汎用性を有することが望ましいと考えられている。また電子マネーを

より通貨に近いものとして構成するために、さらに発行者の倒産等のリスクから顧客を切り離すためにもその移転に即時の弁済の効果が認められるべきであるとしている。③における換金性は、主として電子マネーによる決済サービスの加盟店が弁済として提供された電子マネーを発行者の下で換金することを意味しているが、それ以外の電子マネー所持人が使い残しの電子マネーを発行者の下で換金しうることも意味している。いわば、電子マネーという金銭価値情報に通貨との交換性が与えられていることを意味し、電子マネーの決済能力を担保するものといえよう。もっともわが国における電子マネーの捉え方においては、必ずしもこのような一般的換金性を有することを電子マネーの固有の要素とは必ずしも考えてはこなかったように思われる（たとえば、第2次マネー懇報告書では、このような換金性を有する電子マネーについては、これを決済インフラとしての性格を有する、いわば狭義の電子マネーとして電子マネー一般からは区分している（第2次マネー懇報告書Ⅲ2(1)ニ参照。また前記、2(2)参照。）。しかし、後述するように、電子マネーに一般的換金性を認めることは、電子マネーに対する信頼性と汎用性を確保する上で必要なことであると考えられる。ただ電子マネーにこのような一般的換金性を認めることは、出資法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）等との関係が問題となることは否定できず（杉浦・片岡・前掲38頁参照。）、これらの点に関しては、金融政策のコントロールが及び、適切な銀行監督法上の規制がかけられかつ電子マネー保有者の保護の徹底が図られることが、一般的換金性を認めることとの条件となるとする指摘も存在する（岩原・前掲電子決済と法597頁、599頁参照。）。

なお電子マネーの定義には、通常はICカード型のみならずネット・ワーク型も含んでおり、EUおよびドイツにおける規制においても両者を含めて考えられているようである。ただこれらの国においても電子マネーの形態としてはICカード型を中心として取り上げてきている傾向が見られる。わが国においても電子マネーのイメージとしてはICカード型を思い浮かべるのが普通であり、実際に使われている電子マネーとしては、カード型が一般的である。したがって、わが国における電子マネーの規制を考える場合にも、ネット・ワーク型を含めた幅広い規制が考えられないわけでもないが、しかし上記のような実際の状況の下での消費者保護的観点からは、規制対象としては主としてICカード型に絞った規制を考える方が、現状では効果的な規制を考えることができよう。本稿でも、規制対象としてはさしあたりは、ICカード型を念頭に置いている。

4. 電子マネーの規制範囲

電子マネーの規制を考える場合に、全ての電子マネーを規制対象にする必要はないであろう。すなわち、前記3で定義した電子マネーの規制を利用者保護の観点から考察するとすれば、上記の定義に当てはまる全ての電子マネーが規制対象になるわけではない。

前記の定義上は電子マネーであっても規制の必要性に乏しいものとしては、使用される範囲、発行額、電子マネーに蓄積される金銭価値の額および電子マネーの仕組み等から見て、それほど利用者保護、特に消費者保護を問題にする必要のない電子マネーも考えられる。特に小規模な発行残高しか有しない電子マネー事業に対しては、規制することによってかえってスムーズな利用が妨げられ、その発展を阻害するおそれがあり、政策的には規制範囲から外して発展を育成する方が妥当であるともいえる（第2次マネー懇報告書Ⅱ(2)参照）。

規制範囲を定める上では、規制の目的との関係で、発行された電子マネーの媒体に蓄積されている金額の量的な面、電子マネーの発行総額の規模、電子マネーの利用範囲等から検討することが妥当であろう。すなわち、これらの要素から見て、電子マネーの発行および決済事業の規模が小さく、事業にトラブルが生じて、利用者、特に個人消費者の受ける被害や被害者の範囲が限定的であり、かつ決済システムのリスクも小さい場合には、規制の必要性に乏しいものと考えられる。具体的には、電子マネーとして保有者が所有し、支払手段として使用しうる金銭価値の量、換言すれば電子デバイスに蓄積しうる金銭価値の量が少額に制限されている場合には、発行者の破綻や利用者側の事故により利用者が被る電子マネーの損害は少額に限定される。また電子マネーの発行残高が小規模な場合や電子マネーの利用しうる領域が地理的な面やその他の面で狭く限定されている場合には、発行者の破綻により被害を被る利用者の範囲は量的にも地理的にも狭い範囲に限定され、それによる決済システムの障害が起きても限定的であり、かつ被害を受けた利用者の救済も容易であろう。そのほかに発行者と支払手段として電子マネーを受け入れる事業者が同一である電子マネーのスキーム（自家発行型カード）に関しては、決済取引における潜在的な危険性が少ないと考えられ（Claussen, a.a.O., S.84, 9a）、EU指令、イギリスおよびドイツにおいては、そもそも電子マネーの定義から外されており規制の対象にはなっていない。確かに、自家発行型電子マネーは、第三者発行型電子マネーと比べると、規模もそれほど大きなものにはならず、決済リスクも少ないことを考えると、規制の必要性はそれほど大きなものとはいえないが、全面的な適用除外にするのが妥当かどうかはなお問題となろう。

以上のように電子マネーの規制範囲を考える場合には、支払いに使える電子デバイスに蓄積された金銭の量的な面、発行残高による発行された電子マネーの総量、電子マネーを支払手段

に使える領域の範囲等から規制範囲を判断すべきことになろう。その際には、これらの個別的な要素のみで判断することも考え得るが、より適切な判断基準としては、イギリスにおける適用除外の定め方のように、これらの要素を相互に組み合わせて、あるいはそれらの要素を総合的に考慮して考えるべきであろう。

このような規制範囲についての判断基準を検討するに際しては、前記2で紹介したEU指令やそれに基づく英国、ドイツの規制が参考になろう。すなわち、EU指令では、汎用性を有しない小規模な電子マネーまたは一定範囲以内でのみ用いられる電子マネーに対しては適用除外することを各加盟国の監督機関に認めうるとしている。具体的には、電子マネーの媒体としての電子デバイスに蓄積しうる金額が少額（150ユーロ）に制限されている場合で、発行残高の総額が一定額以下の場合または発行された電子マネー発行者の子会社等の密接な関係企業によってのみ支払いとして受領される場合、または電子マネーが地理的な面または共通のマーケティングもしくは供給スキームにより限定された一定数の事業者によって支払手段として受領される場合には電子マネーに対する規制を除外している。

イギリスでも媒体としての電子デバイスに蓄積される金銭価値が150ユーロ以内の場合につき電子マネーの総発行残高が一定額以下の場合には適用除外を認めるとともに、発行者の子会社等の関係企業のみによって支払いとして受領されうる場合も適用除外としているが、ただしこの場合には適用除外の要件としてさらに発行残高の総額の制限も行っている（命令9C(5)）。また電子マネーが地理的な面または共通のマーケティングもしくは供給スキームにより限定された一定数の事業者によって支払手段として受領される場合にも適用除外を認めるが（命令9(c)(6)）、この場合についてはかなりきめ細かい規定をおいている。すなわち、①電子デバイスの蓄積限度額の制限、発行残高の総額の制限のほかに、100人を超えない範囲の者が同一の土地もしくは他の限定された地域においてのみ電子マネーを支払手段として受領する場合、または、②これらの者が共通のマーケティングもしくは供給スキームのような発行機関との密接な金融上もしくは事業上の関係を有する場合には適用が除外されるとしている（命令9C(6)(b)(i)(ii)）。そして上記地理的な制限範囲については、具体的な例示をしている点が注目される（前記参照）。また、ドイツでは、電子マネーにおける電子デバイスに蓄積しうる価値の大きさと発行残高の面に着目した小規模電子マネーおよび通用領域の範囲に着目した小規模電子マネーの適用除外に関しては、信用制度法上に適用除外が定められていないが、同法2条5項は、銀行業務として扱われる電子マネー取引事業に対しても、銀行監督機関が連邦銀行と協議の上、監督規制を免除することを認めていることから、監督機関の制定する規則で上記のような面からの適用除外がなされるものと考えられる（適用除外の例と考えられる場合について、前記2参照。）。

以上のようにEU指令、およびこれに基づく諸外国の立法例では、前記の電子マネーの汎用性や規模の面を判断するための個々の要素を組み合わせることで適用除外の判断基準を定めており、わが国における電子マネー規制においてもその適用範囲を考える上で上記のEU指令およびそれに基づく英独の具体的な規制は参考になるものと考えられる。特にイギリスのかなり具体的、詳細な適用除外に関するルールは参考にする上で有益である。

そこでわが国における電子マネーに対する規制範囲を具体的に考えると、まず電子マネーの所有者が保有する電子デバイスに蓄積しうる金銭価値の量が少額に制限されている場合が一つの判断要素になろう。わが国の前払式証票法でも、少額面のプリペイドカードの発行者に対しては発行保証金の供託義務を免除している（注 旧商品券取締法3条（券面に金額を表示している商品券）に該当せず、その発行対価が1000円以下の前払式証票の発行者に対しては当分の間保証金の供託を免除している（附則7条3項））。しかし電子マネーに関しては、それだけで規制の除外範囲にすることが妥当かどうかはなお検討が必要であり、個々の電子マネーにおける媒体としての電子デバイスに蓄積される金銭価値が少額に留まっているということは、規制を考えるに際しての発行される電子マネーの量的な規模を判断する上での一要素としては考慮すべきであろう。ただ媒体としての電子デバイスに蓄積しうる量からのみで電子マネー規制の適用除外にすることは疑問であり、ここではむしろ発行される電子マネーの量的規模の面から規制対象とすべきかどうかについての基本的な判断基準である電子マネーの発行残高と組み合わせることで規制範囲を画する要素として捉えることが妥当であろう。したがって、この二つの要素を組み合わせる形で、電子マネーの規制範囲を限定することが考えられる。すなわち電子マネーの媒体である電子デバイスに蓄積される金銭価値が一定以下に制限されているもので、発行残高が一定額以下の電子マネーについては、規制の適用除外とすることが考えられる。この点に関しては、わが国においてもすでに前払式証票法がプリペイドカードの取扱事業者に対して、登録または届出義務と発行保証金の供託義務という規制を課しているが、自家発行型証票の発行に関しては業者の発行残高が一定額以下の場合には、届出義務の適用を除外してきている（同法4条1項）。また登録・届出をした発行者については、発行保証金の供託義務を課しているが、発行残高が一定額以下の場合にはこの保証金供託義務は課されない（前払式証票法13条1項）。ただこの適用除外の要件としては、プリペイドカードの券面額が少額であることは前提としていない。しかしこの媒体に蓄積しうる金銭価値の量は、電子マネーに対する規制の範囲を電子マネーの規模の面から考える場合には考慮すべき一つの要素にはなろう。

また電子マネーの規制を行う場合にも、電子マネーの利用領域が狭い範囲に限定されている場合には、やはり規制の適用除外とすべきであろう。たとえば、学校、職場、一定範囲の商店街あるいはテーマパークなどでのみ使用される電子マネーがこれに当たると思われる。これら

の一定領域でのみ利用されうる電子マネーを適用除外とする場合にも、支払手段として使える電子デバイスにおける金銭価値の量の制限も考慮すべきことになる。ただこれらの場合に、さらに発行残高の総額の面も適用除外の要件とすべきかどうかは、なお検討が必要である。さらに適用除外すべき狭い利用範囲の判断基準として、地理的な範囲が問題となる。この点に関しては、かなり狭い範囲が考えられ、都道府県や市レベルの範囲では適用除外は問題にならないであろう。イギリスの規制では、同一の土地でかつ支払手段として受領する事業者の範囲が100人以下という基準が定められ、しかも同一の土地と言うためには4キロ平方メートルの範囲であることが例示されている。わが国の前払式証票法では、もっぱら発行者の従業員に係わる自家発行型前払式証票、事業者がその従業員の利用に供するために発行する第三者発行型前払式証票、健康保険組合、共済組合、年金基金等が発行する保健施設等に係わる前払式証票、一定の職域内に勤務する従業員または当該従業員であった者の福利厚生のために売店等を営む者が当該従業員のために発行する前払式証票および学校が学生に発行する前払式証票が適用除外とされているが(同法3条3項、施行令5条1号3号)、地理的に狭い範囲での利用に限定されるプリペイドカードに対する適用除外は設けられていない。電子マネーに関しては以上のような事業所や学校などのような施設や一定の職域における限定された利用の場合だけではなく、その他の地理的な制約あるいはその他の使用上の制約のある電子マネーのスキームに対しても規制をかける必要性は乏しく、適用除外にする余地はあろう。

次に自家発行型電子マネーを適用除外とするのかどうか問題となるが、この点はわが国の前払式証票法では、自家発行型証票については全面的に適用を除外しているわけではなく、第三者発行型と比べて規制の緩和に留めている。これらの規制との調和ないしは連続性を維持する上で、EU指令等のように規制の適用外とするわけにはいかず、規制の緩和に留めるほかはないであろう。

以上の検討とは別に規制範囲の問題としては、電子マネー自体とはいえないが、これに類似するものに規制を及ぼす必要があるか否かという点も若干の検討が必要であろう。このようなものとしては、ポイントカード、マイレージカードなどがあり、これらの発行と利用は近年大きな広がりを見せており、これらを利用した商品やサービスの提供は広い範囲に及んできている。ただ、その発行は有償ではなく、商品購入等に際して無償で発行されるものであることから、直接的には電子マネーの要件を備えているものとはいえない。ただポイントカードについてもそれにより大幅な値引きが行われるようになり、一定の財産的価値を持つものとの認識が一般的になってきた場合には、規制の必要性が問題になりうると考えられ、業界の検討においてもポイントカードを発行する事業者のポイント未使用残高が高額になってきた場合には消費者保護の観点からの法的規制が必要ではないかとの指摘も存在する。マイレージカードについて

ても、同様に現時点では規制の対象とはなりにくい、その加算や使用の範囲が広がり、発行事業者の未使用残高が高額になってきた場合には、電子マネー的要素を有するものとも考えられ、やはり法規制の問題は生じよう。

5. 規制方法（規制の形式）と規制内容

（1） 規制の形式

電子マネーに対する法規制を考える場合に、その方法ないしは規制形式としては新たな立法で行うのか既存の法制度の中で行うのかという点が問題となるが、電子マネーに対して総合的な法規制の必要性が生じているのであればともかく、さしあたり消費者保護という観点からの法規制を考えるとすれば、既存の消費者保護法の中に電子マネーも取り込み、一定の規制を加えるという方法でも法規制の目的は達することができよう。このような既存の消費者保護法としては、前払式証票法が挙げられる。同法の規制対象である前払式証票と電子マネーはいずれも消費者の商品・サービスの購入に際しての支払手段であり、しかも前払式という点でも共通しており、さらに IC カード型電子マネーは前払式証票の一種であると解されてきている（岩原・前掲電子決済と法 590 頁、杉浦・片岡・前掲 41 頁等）。その意味では、電子マネーを前払式証票法の規制に取り込むことは自然であるともいえる。また前払式証票法の側においても規制対象である前払式の支払手段のあり方が、立法当初の想定とはかなり異なってきており、特に IC 化の進展により証票の定義から外れるような支払手段としての電子媒体が登場し、さらには前払式証票の一種と一応認められる IC カード型電子マネーに対しても適切な規制を行うことが困難な面もあり、消費者保護の目的を達成する上で問題となっている状況もある。このような状況にある前払式証票法の改善と新たに登場してきた前払式決済手段である電子マネーの規制とを一体化して考えることも十分考えられ、いわば電子マネーに対する法規制を前払式証票法の延長線上に捉え、同法の規制対象を拡張し、規制内容の改善を図るという方法がさしあたりは、適切な電子マネーに対する法規制のあり方といえよう（本報告書第 5 章・岩原紳作「電子マネーに関する規制の在り方」2 (1)、杉浦・片岡・前掲 43 頁参照。）。

（2） 規制内容

① 発行見合資金（前受金）の確保

電子マネーについては、前記の定義で考察したように、その発行に対しては発行見合資金の提供が行われるのが一般的であり、このような電子マネーの発行に際して発行者

が電子マネーの利用者から前受金を受領することは、電子マネーを債務の弁済に使用するうえで、所持人の信用力から電子マネーの価値を切り離し、電子マネーの決済力を高め、通貨的な要素を付与し、電子マネーの一般的信頼性を確保する上で有益である。この発行見合資金または前受金の発行者への提供については、発行者が利用者から預託を受けて管理するものとして理解するか、あるいは利用者への電子マネーの売買代金の受領と見るか、必ずしも明確にされていないが、いずれにせよ発行後支払手段として受け入れた事業者に対する償還のための資金であり、かつ電子マネー所有者からの中途換金の請求（発行見合資金の返還請求）に応ずるための資金でもあることから、電子マネーの発行に際しては、発行見合資金（前受金）の提供を義務づけることが必要であり、前払性の確保は前提とならう。

以上のように電子マネーの発行に際しては、前受金の提供が一般化と思われるが、この利用者から提供された前受金については、発行者等の下で、電子マネーにより代金の支払いや債務の弁済を受けた商品・サービス提供者たる最終所持人の発行者に対する換金請求に応ずるための流動性の確保等電子マネーの通貨への交換性を維持するために適切に確保されねばならない。この点との関係では、前払式証票法では、前受金の保全措置として発行保証金の供託の制度を設けており、前払式証票の発行者は一定の基準日において未使用残高が一定額を超える場合には、その未使用残高の2分の1の額を供託するか、または供託委託契約を締結することが義務づけられている（同法13条1項・2項）。そしてこの供託された保証金に対しては前払式証票の所有者は、他の債権者に優先して還付を請求しうる制度が定められている（前払式証票法14条）。電子マネーを前払式証票法に取り込んだ場合には、その前受金の保全措置としては、当然この規制によることになるが、電子マネーに対する規制としても上記のような保証金の供託制度で足りるかどうかは、なお検討の余地があらう。また前払式証票法では、上記のような供託された保証金は未使用の前払式証票の所有者からの途中換金の請求に対する財源としては考えられておらず、この点もなお検討すべき点であらう。

その他、上記前受金の確保に関しては、発行者の財務や前受金の運用についての一定の規制の必要性も問題となり、さらに前受金の保全のために分別勘定や信託等を強制することも考えられるが、これらの点は電子マネー発行者自体に対する規制として別途検討される問題である（本報告書第5章・岩原紳作「電子マネーに関する規制の在り方」2（4）参照。また発行見合資金の保全・管理については、第2次マネー懇報告書Ⅲ2（2）イ参照。）。

② 電子マネーの移転による弁済の効果

電子マネーが通貨に代わる支払手段・決済手段として一般的信頼性を得るためには、電子マネーとしての金銭価値情報の移転による決済に即時の弁済としての効果を認めることが必要であると思われる。この点については、電子マネーの法的性格をめぐる種々の議論においても検討されてきているが、法的構成によっては、電子マネーとしての金銭価値情報の移転が直ちに弁済の効果が発生しない場合も考えられる（電子マネーによる支払いと弁済の効果については、岩原・前掲電子決済と法489頁以下が詳細に検討している。）。また、当事者の合意により金銭債務の消滅の効果を発生せしめうるから、この点は約定で定めれば足りるとする考え方もある（電子マネー実現研究会「電子マネーの実現に向けての法的検討」NBL 640号（1998）12頁以下、増田晋「電子マネーをめぐる私法上の諸問題」金法1503号（1998）47頁）。しかし、このような考え方に対しては債務の消滅原因は法定事項であり、当事者の合意で創出することは許されないとする批判がなされており（森田宏樹「電子マネーをめぐる私法上の諸問題」金融法研究15号（1999）61頁）、また当事者の合意により電子マネーの移転を代物弁済とする構成についても、単純に当事者の合意のみで足りるとすることはできず、代物弁済というにふさわしい客体の存在が必要であるとする指摘があり（森田・前掲61頁）、これらの点を考慮すると即時の弁済の効果を認めるためには、一定の立法的措置が必要であるかもしれない。もちろん電子マネーについて適切な法的構成を構築することで、即時の弁済の効果を解釈により認めうるのかもしれないが、電子マネーの一般的信頼性を確保するためには、立法により明確化しておくことが必要であろう（岩原・前掲電子決済と法493頁以下参照。）。

③ 電子マネーの換金性の確保

電子マネーの信頼性と汎用性を確保し通貨に代わる支払決済機能を持たせるためには、その換金性を保証することが必要である。このような電子マネーの換金が請求されるのは、通常は商品やサービスの提供に対する代金として移転された電子マネーについて、その所持人が発行体に請求する場合であるが、その他にも利用者が使い残し等の電子マネーを途中で換金する場合にも生じうる。このような場合にも無条件での換金性が保証されることが必要である。この電子マネーの換金性については、EU指令やイギリスの法規制では特別のコストを負担させることなく、保証している（前記2参照。）。わが国における電子マネー法制においても一般的な換金性を保証することが必要であろう。もっともこのような一般的な換金性の保証は、出資法との関係が問題となることから、電子マネーについての換金性を認めることを明確化するために、出資法の適用除外を盛り込むことが必要であろう（電子マネー実現研究会・前掲35頁注30参照。）。

④ 利用者に対する開示および説明

電子マネーによる決済サービスの取引については、いまだそれほど一般化しているわけではなく、かつ「マネー」の中味が一定の金銭価値を与えられたデジタル情報であることから、その取引システムやルールはいまだ一般にはなじみにくいものとなっている。その意味では取引ルール等の重要事項を取引の開始に先立って利用者に開示し説明することが必要となる。このような重要事項の開示・説明に関しては、第2次マネー懇報告書においても立法的措置の必要性が指摘されているところである（第2次マネー懇報告書Ⅲ1(1)ロ）。同報告書によれば具体的な開示事項としては、決済サービス提供者の責任、利用者の責任、カード等の紛失時の通知先、取引記録の受領方法、エラー対応手続、使用が不能となった場合の対応、電子マネーの換金性の有無、採用したセキュリティ技術等が挙げられている（第2次マネー懇報告書Ⅲ1(1)ロ参照。）。

上記の開示事項のうち、電子マネーの換金性の有無については、前述したように電子マネーについては当然換金性を認めるべきであるから、換金性を有する旨明示すべきである。また電子マネーの移転により即時の弁済の効果が生ずることも明示すべきであろう。

前払式証票法では、開示規制として証票に一定事項の表示を要求しているが（同法12条）、上記のような電子マネーに関する新たな開示事項を全てカードの券面に表示することは不可能である。現に業界における前払式証票法の改革の検討の中でも、上記の証票の券面における表示方法自体についても多機能型カードや多様な形態の証票の出現により、これらの法定事項を証票に表示すること自体が困難な場合が生じてきており、このため利用者に対する開示としては、他の方法による開示をも考慮した新たな開示方法の検討の必要性が指摘されている状況にある。したがって、このような前払式証票法における利用者に対する開示のあり方に対する検討の中で、電子マネーに関する上記のような開示事項の開示の方法等も併せて検討すべきであろう。

⑤ 電子マネーの喪失、無権限者による利用の問題（電子マネーを事故や盗難により破損または紛失した場合等の問題）

電子マネーの所有者は電子マネーの媒体（電子デバイス）を排他的に所持・管理していると考えられるから、媒体としての電子デバイスの破損や紛失による電子マネーの喪失に係る損害は、一応は所有者の負担になると考えられるが（イギリスのBanking Codeもカード等の電子マネーの媒体を盗難、紛失した場合は、現金の盗難、紛失と同様に扱われるとしている（The Banking Code, 12.12））、喪失した電子マネーの価額を把握できる場合には、所持人は再発行を請求できるとするかどうか、また再発行の問題は当事者の合意事項としての約款に委ねることが適切かどうかについては検討の余地はあろう

(電子マネーの再発行の問題については、第1次マネー懇報告書第5章1(3)参照。また喪失した電子マネーの価額(媒体に蓄積されている電子マネーの残額)を確定できない場合の問題点を指摘するものとして、小澤徹夫「電子マネーの取引当事者間の法律関係と損失の配分(3・完)NBL 625号(1997)41頁、46頁参照。)。さらにこのような電子マネー自体の喪失による所有者の損害をなるべく少額にとどめるために、発行する電子マネーの蓄積媒体(電子デバイス)に蓄積しうる金銭価値を少額に留めるような規制を導入することも考えられるが、そのこと自体は当事者間の合意に委ねることができる事項ともいえる。

また無権限者による電子マネーの使用によって正当な所有者が被る損害のうち、所有者の有する預金口座から無権限で電子デバイスに入金されてしまったため生じた損害については、所有者に悪意・重過失がない場合には、イギリスの自主規制のようにその損害負担を一定額にとどめるということも考えられよう(前記2(4)参照。)。もっともこのような措置は、他人のキャッシュカードにより無権限で当該他人の預金口座から払い出しを受けてしまう場合の損害負担の場合と同様の問題でもあり、そのような場合の預金者保護措置と平仄を合わせて電子マネーの所有者の保護を図るべきことであるかもしれない(岩原・前掲電子マネーと法479頁以下参照。)